

2月のお知らせ

お問い合わせ先に各課の直通番号を記載しています。
 役場代表のお問い合わせ先はこちらです。
■瀬戸内町役場代表
☎ 72 - 1111
 ※なお、平日の17時15分以降や休日は、宿直室につながります。

皆さんのご自宅に「ボタンウキクサ」はありませんか？

皆さんは、「ボタンウキクサ」という、特定外来生物をご存じでしょうか。5月〜10月に開花する、高さ10cm程度のサトイモ科の浮葉植物です。観賞用や金魚等の飼育用として導入され、以前はホームセンター等でも販売されていたためどこかでご覧になったことがあるかもしれません。

皆さんは、「ボタンウキクサ」により「特定外来生物」に指定し、栽培したり野外にはなしたりすることを厳しく禁じます。見つけた際には防除にご協力頂けたらと思います。

※本町ではヤドリ浜キャンプ場周辺で確認されています。

【防除方法】

・手または網ですくい、水分を切って燃やせる
 ・ゴミの袋へ入れてしっかり縛り、中で腐らせてから、決められた燃やせる「ゴミの日」に指定の場所へ出してください。（生きたままの運びも違法です）

その他の外来植物の情報や不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください。



環境省奄美野生生物保護センター提供

環境省サイトはこちら



催し

瀬戸内町観光物産展in尼崎の開催について

兵庫県尼崎市において、瀬戸内町観光物産展を開催します。
 タンカンをはじめ、黒糖製品、きび酢、油製食品、みき、よもぎ餅、海産物などシマの各種特産品販売のほか、島唄ライブも開催！

関西地方にご友人やご家族がいらつしやいましたら、ぜひお知らせください。

多くの皆様のご来場をお待ちしています。

■場所

阪神尼崎駅前中央公園噴水広場

■開催日時

2月10日(土)
 午前11時〜午後6時

2月11日(日)

午前10時〜午後4時30分

■主催 瀬戸内町

■共催 関西瀬戸内会

■お問い合わせ先 水産観光課観光振興係 ☎ 0997 - 72 - 1115



奄美大島 瀬戸内町 観光物産展in尼崎

2024.2.10(土) 11:00-18:00

▶ 2.11(日) 10:00-16:30

主催：瀬戸内町 共催：関西瀬戸内会
 会場：阪神尼崎駅前中央公園噴水広場 TEL:0997-72-1115

教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条)

教育に関する事務事業点検評価結果一覧表

※教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条)

町教育委員会外部評価委員会において、「令和4年度実施に係る教育に関する事務事業の点検・評価」を実施しましたので、報告します。(5段階評価)

事業番号	事務・事業名	今後の事業の方向性	自己評価	外部評価	点検・評価に対するコメント等
			総合	総合	
1	学力向上対策会議	継続	3	3	この活動はとても重要なものである。各学校での通過率をもとに、その学校にあった解決方法を見出し、瀬戸内町内の児童生徒の学力向上に努めていただきたい。
2	適応指導教室設置	継続	4	4	長期欠席不登校児童生徒の社会的自立に向けての居場所づくりとして、適応指導教室の設置はわずかではあるが改善傾向にあり、今後も継続していただきたい。
3	ICT支援員配置事業	継続	4	4	小中学生全員にタブレットが配布されており、タブレットの有効活用のためにICT支援員の配置は必要不可欠である。
4	児童生徒遠距離通学費	継続	3	3	少子化や小学校・中学校の休校に伴い、児童・生徒の確保、学校の活性化の為に遠距離通学費助成は必要な事業であるので、弾力的な運用をお願いしたい。
5	教育文化のまちづくり活動助成	継続	3	3	各校、郷土文化活動はしっかり記載していただき、それぞれの学校の特色を生かした活動を確立するためにも継続していただきたい。 各種発表会を觀ても成果が上がってきている。また、請り鑑賞会等、地域活性化のためにも継続していただきたい。
6	外国青年招致事業費	継続	4	4	ALT2名体制にしたことにより授業が充実し、その一つの効果として前年の大島地区ショートスピーチ大会において最優秀賞に輝いた。このまま2名体制を維持していただきたい。また、海外とのオンラインの拡充も図っていただきたい。
7	GIGAスクール推進	継続	4	4	急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育むためにも必要な事業である。学校により利用頻度に差があるので研修等の機会を増やしICTの有効活用を行い、複数回の利用促進を図ってもらいたい。
8	食物アレルギー診断経費	継続	3	3	保護者の負担軽減を図るとともに、食物アレルギー対策の円滑な運営のためにも必要な事業である。今後とも継続していただきたい。
9	町子ども会活性化プロジェクト～田植え体験in勝浦～	継続	4	4	この事業を通し、現在機械で簡単に出来る作業も、先人と同様、この手作業を体験することで、みんなで一つの事を成し遂げる大切さの場を提供する良い機会として今後も継続していただきたい。
10	子どもサミット	継続	4	4	瀬戸内町の未来を拓き、豊かに生きる人間を育むために、子ども視点で考え、語り合い、発表することで、今後の地域の活動を導くことのできるリーダーを育成するために、今後とも充実を図り継続していただきたい。今後も、古仁屋高校生を含めたサミットを検討していただきたい。
11	放課後子ども教室	継続	4	4	子ども達にとって放課後の居場所づくりは必要なことであり、人材確保と活動拠点の確保、更なる内容の充実を務め継続していただきたい。
12	総合芸術教室	継続	4	4	演劇やミュージカル等の総合芸術を体験することは、自主性・主体性・コミュニケーション能力・社会性が期待されるので今後も継続していただきたい。
13	国宝重要文化財等保存・活用事業	継続	4	4	とても素晴らしい事業ではあるが、調査範囲や数に対して二人は大変である。増員や体制を整えていただき、その調査結果を広く知らせるとともに、後は郷土教育や観光資源に生かしていただきたい。
14	瀬戸内町小学生初級水泳教室	継続	4	4	水に親しみながら体力・水泳技術の向上を図ることは、大変重要なことである。今後とも子ども達が楽しめる教室を考えることも含めて継続していただきたい。
15	満天クラブ(グラウンド・ゴルフ)	継続	2	2	クラブ会員による自主運営を図り、今後とも継続していただきたい。

健康づくり・食生活改善推進員養成
講座開催のお知らせ

赤ちゃんから高齢者まで幅広い世代の健康づくりを一緒にサポートしませんか？
食生活に対する「生きた知恵」を勉強しませんか？

今回新規で推進員を希望する場合、全日程の講座受講が必須です。

【申込期間】
1月15日(月)～2月6日(火)

【申込方法】
役場保健福祉課までお電話ください。

【日程及び講座内容】
【第1回】2月13日(火)

9時～11時半
歯科口腔保健の現状及び課題他

【第2回】2月20日(火)

9時～11時半
子育て世代の支援の現状について他

【第3回】2月27日(火)
9時～11時半
高齢者のために頑張る地域包括支援センター
他

【場所】
きゅら島交流館
2階休憩室3・4

※すでに健康づくり推進員となっている方も講座を受けることは可能です。また、ご都合のつく日程のみの参加も可能です。

申し込みされた方や現在推進員をしている方には事前に案内を送付します。



令和5年中(2023年1月～12月)
の所得申告が始まります

町民税および国民健康保険税の申告ならびに納税に日頃からご協力をいただき、ありがとうございます。

今年も所得申告をしていただく時期になりました。

この申告は、あなたの町民税および国民健康保険税を正しく算出する基礎となります。また、各種

証明書の発行や国民健康保険税を軽減するための資料となります。

【申告期間】
2月16日(金)～3月15日(金)(閉庁日は除く)

【受付場所】
税務課課税係

【申告の必要な方】
▽給与収入の方

給与収入者で、会社

にて年末調整をしていない方

▽年金収入の方
収入が公的年金のみの方は必要ありませんが、次に該当する場合は申告が必要で

す

①年金の源泉徴収票の扶養や控除欄に相違がある場合(配偶者・扶養人数・障害・寡婦・社会保険料等)

②年金額が400万円を超える場合

③年金以外に収入がある場合

④所得税が源泉徴収されている方で還付申告を行う場合(確定申告)

▽収入のない方
国民健康保険に加入し、所得のない方

※申告をされないと国民健康保険税の軽減措置等が受けられなくなります。

申告に持参するもの

①前年中の収入が確認できるもの(給与・年金等の源泉徴収票)

②社会保険料・生命保険等の支払額証明書等

③障害者控除を受けける方は障害者手帳等

④医療費控除を受けける方は医療費控除の明細書、医療費通知等

⑤マイナンバー(個人番号)のわかるもの

⑥金融機関の通帳(口座番号がわかるもの)

食品ロスを減らすために子供にできることは？



◆食品ロスを減らすためにできること

★好ききらいしないで、何でも食べましょう。

★ごはんの前に、おかしを食べすぎないようにしましょう。

★期げんをかくにんして、わずれずに食べきましょう。

★買ったものは、正しくほぞんしましょう。(じょう温、れいぞう、れいとうなど)



ご家庭や事業所等に防災行政無線戸別受信機の設置はお済みですか

令和4年10月から瀬戸内町内のご家庭や事業所等に防災行政無線戸別受信機の設置を行っております。

戸別受信機の設置を希望される方で、まだ設置がお済みでないご家庭や事業所等があります。

戸別受信機の貸与申請に係る注意事項

- ① 戸別受信機は、町に居住し住民基本台帳に記録されている世帯、公共施設、防災上必要と認める施設等へ設置し、原則、各世帯1機で無償貸付となります。
- ② 戸別受信機は、家庭用電源又は乾電池で作動します。電気代等の維持管理費は被貸与者（皆様）のご負担となります。
- ③ 戸別受信機は町の備品のため、譲渡や転貸などはできません。不要となった場合は返却していただきます。
- ④ 戸別受信機は、お住まいの地区・集落等個別の設定がされており、転居の際は瀬戸内町役場総務課で設定変更等の手続きが必要となります。
- ⑤ 故意又は過失により亡失、毀損した場合は、修繕等に要する費用をご負担いただく場合があります。



※全国瞬時警報システム（Jアラート）が自動受信します。

令和5年度歯周疾患健診終了まであとわずかです！

歯周疾患検診をまだ受けていない方へ

今年40歳・50歳・60歳・70歳になる節目の方（昭和58年生・48年生・38年生・28年生）でまだ健診を受けていない方にハガキを送付します。

■実施期間 令和6年2月末まで

■場所 町内歯科医院（ア歯科・せき歯科・登山歯科・町田歯科）

■金額 無料



歯周病は、歯を失う原因の第1位であり、全身の健康をおびやかす病気です（脳梗塞、狭心症、糖尿病等）。歯周病の予防には歯みがきや糸よう歯みがきや糸よう



3歳児 むし歯ゼロ賞

3歳児健診における歯科健診において、むし歯がなかった子どもたちを紹介します。

12月健診

- 禧久 豪健くん
- 榮 映結ちゃん
- 登山 優橙くん
- 武原 昊之心くん
- 義永 梨人くん
- 坂田 凌成くん
- 中島 櫻ちゃん
- 徳 碧斗くん

子どもの健康な歯のために、永久歯に生え変わる頃まで気をつけてみてあげてください。具体的には、ダラダラ食べをさせない（食事・おやつの後はお茶か水を飲む）、夜の仕上げ磨き、かかりつけ歯科医をもって定期健診とフッ素塗布を受けるなど気にかけて行ってください。ゆくゆくは、子ども自身の「歯を大事にしよう！」という気持ちの芽生えにつながると思います。

令和6年度『農業研修生』の募集について

就農をめざす人材（担い手）を募集します！

本町において農業経営および農業法人等に就農を希望する者に対して、農業の基礎知識・経営方法、技術に関する実地研修を行い地域農業の振興に貢献しうる人材の育成を目的とします。

午後5時まで。ただし、場合により研修時間の延長、または休日に研修を行うこともありま

■研修科目

重点振興品目（パッションフルーツ・たんかん・カボチャ・肉用牛等）

■研修内容

- ① 農業基礎講座
- ② 研修施設等を活用した実践研修
- ③ その他就農に向けた各種研修会への参加

■研修期間

令和6年7月～1年間

■研修時間

土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分～

⑥身元保証人が1名いる者

■募集人員 若干名

■募集期間

4月30日(火)迄

■申込方法

研修申請書は農林課で直接受け取るか、ホームページからダウンロードできます

■応募条件

- ① 農業を職業として選択し、自主的努力を基に自立経営農家をめざした就農意欲が高いと認められる者
- ② 本町に住所を有し、研修後も本町において農業に従事できる者
- ③ 年齢が概ね18歳から65歳以下の健康な者
- ④ 自己資金等の条件が整っており、農地の確保が見込まれる者
- ⑤ 普通自動車運転免許を有する者



町ホームページはこちらから



お知らせ

化学肥料低減対策生産者支援

本町で排出される養殖マグロ等のへい死魚等を活用した「マグロ肥料」を実証的に活用し、化学肥料の高騰に直面する農家の支援、化学肥料の低減と地域の未利用資源を使った瀬戸内町独自の循環型農業の可能性の発掘を図ります。

▼支援内容

指定の事業者で製造されたマグロ肥料を配布します。

【マグロ肥料】1農家あたり150kg（1袋10kg×15袋）

※多くの農家にご活用いただくため、上限を設けます。

▼支援（配布）期間

令和5年12月1日(金)～令和6年2月末まで（土・日曜日は休業、祝日は営業）

▼対象者

瀬戸内町農業振興会員

▼料金 無料

▼受取方法

①(株)奄美新興産業白浜堆肥センターへ事前に電話連絡を行う

☎0997-74-0085

※加計呂麻島・請島・与路島の方は、役場農林課までご連絡を願います。

②肥料の在庫が確認された場合、白浜堆肥センター（阿室釜小宮423）にて申請を行う

③申請書およびアンケートを記入後、受取り（運搬）

※運搬等は各自で行ってください。

※在庫には限りがありますのでご了承ください。



■お問い合わせ先 農林課営農畜産係 ☎0997-72-1174

■お問い合わせ先 農林課農政係 ☎0997-72-1174

募集

県営住宅に入居を
希望される方へ

■お問い合わせ・申込書配布先

(瀬戸内町にある県営住宅) 鹿児島県大島支庁瀬戸内事務所総務課総務係

☎ 0997 - 72 - 2111 (内線 111)

(奄美市・龍郷町にある県営住宅) 鹿児島県大島支庁建設課管理係 ☎ 0997 - 57 - 7332

県営住宅の入居につきましては、抽選により空き家待ち順位を決定しています。

令和6年4月以降の入居を希望される方は、左記により申込手続を行ってください。

なお、現在申込みされている方も、新たに申込手続をする必要があります。

■対象となる住宅
瀬戸内町、奄美市および龍郷町にある県営住宅

■申込書の配布・受付期間
2月1日(木)～
2月29日(木)
午前9時～午後5時
*土日・祝日を除く

■抽選日時
3月5日(火)
午後2時から

お知らせ

行政相談委員に
相談してみませんか

毎日の暮らしの中で、登記、年金、道路、社会福祉など国の役所の仕事などについて、疑問・苦情や意見・要望はありませんか。総務大臣委嘱の行政相談委員は、皆さんの相談相手として、役所のサービスや行政の仕組み、手続に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関に対する改善の申し入れを行っています。次のとおり、行政相談所を開設しますのでお気軽にご利用ください。なお、相談は無料で秘密は守られます。

☎ 0997 - 72 - 1111
▼日時 2月19日(月)
午前10時～午後4時まで
(正午～午後1時は閉所)

▼場所 きゅら島交流館

▼料金 無料

▼対象 町民

■お問い合わせ先



行政相談委員
屋田 卓也

☎ 0997 - 72 - 0363
(きゅら島交流館)

■お問い合わせ先 町民生活課戸籍住民係 ☎ 0997 - 72 - 1060

お知らせ

～受付時間延長～マイナンバーカード (手続き全般)

申請・交付・更新・ロック解除など

▶日時 2月9日(金) 午後5時15分～午後7時

2月10日(土) 午前8時30分～正午

▶場所 瀬戸内町役場町民生活課戸籍住民係窓口

▶手続きに必要なもの

- ・申請の場合…本人確認書類 ※写真撮影は無料で行います。
- ・交付の場合…ハガキ・本人確認書類
- ・更新の場合…マイナンバーカード(暗証番号等)

※平日の午前8時30分から午後5時15分までの通常開庁時間帯も受け付けています。

※本人確認書類(以下の①書類を1点。ない場合は、②を2点持参)

- ①運転免許証・パスポート・在留カード・無料乗車券 など
- ②健康保険証・年金手帳・医療受給者証・学生証 など

マイナンバーカード
総合サイトは
こちらから



マイナンバーカードの出張申請サポート

ご希望の場所にお伺いします！本人確認の要件を満たしていれば、ご自宅にマイナンバーカードを郵送可能です。ぜひご利用ください。

▼必要なもの

- ・本人確認書類 ・通知カード、住基カード(お持ちの方のみ)

▼申込方法

町民生活課戸籍住民係までお電話にてお申込みください。

受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

申込時に「氏名」「住所」「生年月日」「連絡先」をお知らせください。



農地の将来を話し合う「地域計画」の作成を始めます

人・農地プランは、「地域計画」に変わります。

令和4年5月に、農業経営基盤強化促進法等が改正されました。これまで、「人・農地プラン」の取組みとして行ってきた地域の話し合いが、法律に基づき取組となります。名称は「地域計画」と改められ、地域の農業を持続させていくための方針と、併せて、「目標地図」という農地ひと筆ごとの、10年後の耕作者の計画を立てていきます。皆さまの大切な農地、人、地域を無理なく守って、よりよくしていくために、地域の皆さまで話し合いを行っていきま

【地域計画とは】

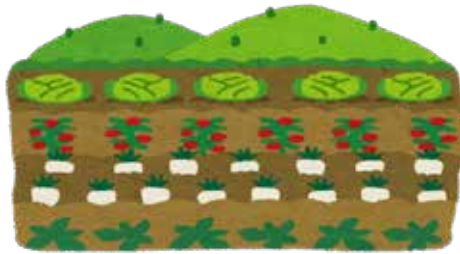
農業者の高齢化や担い手不足が進む中、さまざまな課題について地域一体となつて話し合い、概ね10年後を見据え、これまでに作成された「人・農地プラン」を基に

○どの農地を誰が引き受けていくのか
○地域の農地をどのように活用していくのか
○地域の農地をどのように集積・集約化していくのかを地域で話し合い、地域の農業の未来をまとめる計画です。

※農業経営基盤強化促進法の改正があり、令和7年3月までに策定する必要があります。

お忙しいところとは思いますが、今後実施させていただきます。

農林水産省
ホームページ

詳細は、農林水産省ホームページをご覧ください。

■お問い合わせ・申込書配布先

奄美市奄美大島選果場 ☎0997-54-9600
瀬戸内町役場農林課農政係 ☎0997-72-1174

たんかんの「光センサー選別マーク」は品質保証の証

センサー選別によるタンカンの基準



- 秀品 糖度 11.0 度以上, かつ, 外観 A
- 優品 糖度 10.5 度以上~ 11.0 度未満, かつ, 外観 B
- 良品 糖度 10.0 度以上~ 10.5 度未満, かつ, 外観が優品に劣るもの※いずれも酸度 0.1% 以上~ 1.5% 未満

内部品質 (糖度・酸度) センサー

外部品質・生傷センサー



たんかんで見かけるこのマークは、奄美市奄美大島選果場のセンサーを通して、内部(糖度・酸度)及び外観の品質判定・選別を行った証です。

奄美群島においては、たんかんの一層の生産振興と高品質果実生産による「奄美たんかんブランド」の銘柄確立を図るため、日々生産に取り組んでいるところです。上記マークを店頭で見かけた際は、ぜひご購入の参考にしてください。

■お問い合わせ・お申込み先 町民生活課国民年金係 ☎0997-72-1060

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受け取れる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることが出来ません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付機関が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。（国民年金の任意加入は、お申し出た日からとなります）

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付期間や保険料の免除期間等が原則 10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方にかぎられます。）また、海外に在住する日本国籍を持つ方も任意加入することができます。詳しくは、町役場国民年金係にお問い合わせください。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の状態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・納付猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、手続きをしてください。

また、失業等により保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、町役場国民年金窓口へご相談ください。

■お問い合わせ 町民生活課生活環境係 ☎0997-72-1060
名瀬保健所瀬戸内駐在 ☎0997-72-1176

2月は猫の適正飼養推進月間。



守って伝えよう
猫を想う
飼う方。

不妊・去勢を
しましょう。

室内で
飼いましょう。

マイクロチップ等で
所有者の明示を。

身勝手に捨てられてしまったり、
迷子のまま飼い主が分からない猫や、
放し飼いにより過酷な環境で生まれる子猫も多くいます。

責任ある飼い方が、猫の命を守ります。
当たり前のように知らない人も多い
「正しい猫の飼い方」。

優しく広め、
猫と人が笑顔で過ごせる鹿児島県を目標しましょう。

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課
(鹿児島県動物愛護推進協議会事務局)

2月は 知っちゃった？
猫の適正飼養月間



正しい飼い方で、猫と人に優しい鹿児島を。

- ①室内で飼いましょう。
交通事故や猫同士のケンカ、感染症などから猫を守りましょう。また、ふん尿や鳴き声、ゴミを荒らすなど、周囲の方への配慮も飼い主の責任です。周囲への迷惑は、猫嫌いの人も増えてしまうので、猫のためにもなりません。
- ②不妊・去勢をしましょう。
飼い猫に子供が生まれたら、その先の子供たちに責任はとれますか？1匹のメス猫から子猫が生まれ、1年後は合計20匹以上になることも、不妊・去勢をすることは、病気の予防やストレスの軽減、マーキング行為の減少というメリットもあります。
- ③所有者明示をしましょう。
開いたドアや窓から脱走したり、突然の災害で行方不明になることも考えられます。連絡先を書いた迷子札を首輪につけたり、マイクロチップを施すことで、飼い主の元に戻ることができます。

＜お問い合わせ先一覧＞
※お問合せ受付時間 8:30～17:15

指宿保健所	0993-23-3854	志布志保健所	099-472-1021
加世田保健所	0993-53-2317	西之表保健所	0997-22-0032
伊集院保健所	099-273-2332	屋久島保健所	0997-46-2024
川薩保健所	0996-23-3167	名瀬保健所	0997-52-5411
出水保健所	0996-62-1636	湯之島保健所	0997-82-0149
大口保健所	0995-23-5106	動物愛護センター	0995-44-6301
姪良保健所	0995-44-7960	県庁生活衛生課	099-286-2788
鹿屋保健所	0994-52-2113		

Let'sシェア!! #かごしま猫月間

我が家のこと、
家族みんなで
話してみよう。



空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。

空き家は放置せず、「**仕舞う**」・「**活かす**」で住みよい街に。
除却 活用

特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。

\\ 空き家発生! //



管理不全空家

窓や壁が
破損しているなど、
管理が不十分な状態。



特定空家

そのまま
放置すると倒壊等の
恐れがある状態。



市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

空き家の対処に困ったら、早めに空き家のある市区町村の窓口、または不動産・相続などの専門家へ相談を。

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。



空き家対策 国土交通省

■お問合わせ先 総務課人事行政係 ☎0997-72-1111

令和6年1月1日に発生した大地震により多くの死傷者、家屋の倒壊等が報告されています。こうした事態に対して本町では義援金の募金箱を役場庁舎1階ロビーに設置しました。集まった義援金は、日本赤十字社を通じて被災地の方々の生活の支援に使われます。皆様の温かいご支援をお願いします。



○町長コメント

日々、増えていく死傷者や被害に大変憂慮しております。困っている方々のためにできることとして、募金箱を設置いたしました。能登半島の人たちへの支援に町民のみならずのご理解とご協力をお願いいたします。

○設置期間

令和6年1月9日～当面の間

○設置場所

瀬戸内町役場庁舎1階ロビー

■お問合わせ先 各消費生活相談窓口

消費者ホットライン ☎局番なし188 瀬戸内町消費生活相談窓口 ☎0997-72-0640

鹿児島県消費生活センター ☎099-224-0999 (大島消費生活相談所 ☎0997-52-0999)

お知らせ

不要なオプシオンにも注意！
電力契約の訪問販売トラブル

県内の消費生活相談窓口にて電力契約の訪問販売トラブルについての相談が相次いで寄せられています。訪問してきた事業者が、「電気代が安くなる」といって検針票を見せるよう迫ったり、マンション(アパート)全体で契約先の電力会社を変更になるような事実と異なる説明をしたりして電力契約を迫るといったものや電力とは関係のないオプシオン契約がついていた、といったものがあります。学生などの若者がトラブルに巻き込まれるケースが多く、この春から進学や就職で新生活を始める若者も注意が必要です。困ったときは消費生活相談窓口にご相談ください。困ったときには、一人で悩まず、すぐに相談することが大切です。

お知らせ

「瀬戸内町消防団協力事業所表示制度」
認定事業所について

瀬戸内町では、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的に「瀬戸内町消防団協力事業所表示制度」を制定しています。認定を受けることで、地域全体で事業所の消防団への協力の促進や、事業所の地域社会からの信頼性の向上および事業所と地域社会の協力による地域防災体制の一層の充実が期待されています。

令和5年12月に、あらたに「特別養護老人ホーム加計呂麻園」が認定され、令和6年消防出初式表彰伝達式において表彰されました。



協力事業所表示制度認定事業所一覧

■お問合わせ先 瀬戸内消防分署警防係 ☎0997-72-1190

- 株式会社 里山興業
- 加計呂麻バス 有株式会社
- 株式会社 マルハニチロAQUA 奄美事業所
- 特別養護老人ホーム加計呂麻園

お知らせ **税理士事務所での無料相談会**

税理士事務所において申告者の皆様の各種税務や会計事務などに無料でご相談に応じます。相談を希望される方は、事前に電話などでご予約ください。※申告・納税に関する相談（30分程度）は無料です。ただし、譲渡・贈与の相談や具体的に申告書、決算書、帳簿等の作成を依頼される場合は有料となります。

▶相談会場 おさめ税理士事務所（古仁屋大湊6 登山ビル2階）

瀬戸内消防分署

消防 設備 点検 ・ 報告

消防設備は年に2回の点検が必要です。

▷機器点検（6カ月に1回）

▷総合点検（1年に1回）

※消防署への点検結果の報告が必要です。

建物用途に応じて「1年」または「3年」

1年ごとの報告

年2回の点検



3年ごとの報告



Q どうして点検しないとイケないの？

消防設備(消火器・自動火災報知設備・スプリンクラー設備など)の故障や欠陥に気づかず放置すると、火災が発生したときに本来の機能を発揮できずに人命に危険が及んだり、建物被害が拡大する可能性があります。

Q 誰に点検する義務があるの？

消防法令により、建物の所有者や管理者などに消防設備の点検と点検結果の報告が義務づけられています。

Q 報告はどこにすればいいの？

建物を管轄する消防署又は分駐所に点検結果を報告してください。

救急ニュース！！



寒い日は血液の中に血栓が詰まりやすくなります。
心筋梗塞や脳卒中などのリスクが高まります。
下の図のような症状が現れたら119番通報を！！

心筋梗塞の症状

急に胸に痛みや重苦しさをを感じる

発作が20分以上続く場合は心筋梗塞の可能性が！！

あごや首に
鈍い痛みがある



冷や汗
顔面蒼白
手足が冷たくなる

胸全体が締め付けら
れる圧迫感
みぞおち付近の痛み

自分でも医療機関に受診できるし、全然大丈夫!!
…ですよね?



心筋梗塞は心肺停止になる可能性がとても高いです。人にもよりますが、**10秒以内で心肺停止**になる方も…**適切な医療機関で処置を行うことがとても大事です。**

高齢者などは痛みに対して鈍い傾向があります。胸の違和感や胸が締め付けられる。

胸がモヤモヤする。そういった症状が見られたら、119番へ通報して下さい。

心筋梗塞は**突然発症**します。

激しい胸の痛みは我慢せず迷わず119番通報を!

町民の皆様の疑問にお答えします。Q&Aコーナー



救急車や消防車のサイレンの音は消せないの?



救急車も消防車も緊急車両です。**サイレンを鳴らさずに出場することはできない**のです。夜間就寝中などは、皆様には心苦しいのですが、消防の任務は火災の火の手から皆様を守り、救助で傷病者を助けだし、**救急で命を救うことが目的**です。素早く安全に現場に到着出来るようサイレン吹鳴は欠かせません。どうかご理解いただきたいと考えております。

瀬戸内消防分署では**救急講習会**で命を救う知識、技術を教えています。

掲載している内容以上の知識、技術を学びたい方は是非お問い合わせ下さい。

日本全国AEDマップの活用を!



←このQRコードを読み取り
旅先でもAEDの設置場所がわ
かります。

問い合わせ先

TEL : 0997-72-1190

FAX : 0997-72-1192

瀬戸内消防分署救急係